

宮代町行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

宮代町長 新井康之

## 宮代町条例第16号

### 宮代町行政手続条例の一部を改正する条例

宮代町行政手続条例（平成9年宮代町条例第13号）の一部を次のように改める。

第13条第1項第2号中「前項」を「前号」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項後段中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた日の翌日」を「当該措置を開始した日の翌日」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「第3項後段」を「第4項後段」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。